

平成30年度第3回阪南市市民協働推進委員会 会議録

| | |
|------|---|
| 名称 | 平成30年度第3回阪南市市民協働推進委員会 |
| 開催日時 | 平成31年2月4日（月） 午後6時00分～ |
| 開催場所 | 阪南市役所 別棟第2会議室 |
| 出席者 | 【推進委員】吉田委員、有田委員、今井委員、中本委員、横田委員、佐川委員、猪俣委員、砂本委員、川崎委員 9人出席 【事務局】地域まちづくり支援課 森貞総務部長（兼）課長、辻野代理、寺本主幹、岩下総括主事、木村主事 |
| 傍聴人数 | 0人 |
| 議題 | 平成31年度阪南市市民協働事業提案制度について 阪南市提案型公民連携事業制度の概要について |
| 資料 | 資料1-1 平成31年度阪南市市民協働事業提案制度募集要項案 資料1-2 まちづくりを一緒に取り組むための種シート 資料2-1 阪南市提案型公民連携事業制度～阪南版協働化テスト～概要版 資料2-2 阪南市提案型公民連携事業制度～阪南版協働化テスト～ 参考資料 阪南市行政経営計画別冊 抜粋（事務事業リスト表） |
| 要旨 | 平成31年度市民協働事業提案制度について、資料1-1、1-2に基づき、事務局より説明し、各委員より意見を受ける。 阪南市提案型公民連携事業制度の概要について、資料2-1、2-2に基づき、事務局より説明し、各委員より意見を受ける。 |
| 会議 | <p>【平成31年度 阪南市市民協働事業提案制度について】</p> <p>事務局 平成31年度市民協働事業提案制度について、募集要項案に基づいて、募集説明会を3月12日・事前相談を3月12日～5月21日・応募期間を4月1日～5月31日としていきます。また、説明会は、活動団体交流会の中で実施させていただき、できるだけ多くの方に聞いていただけるようにしたいと思います。まちづくりを一緒に取り組むための種シートについては、今年度1件のみでした。今回は、市民活動センターにて、種シートを夢プラザだよりと同封いただき、団体への案内を行ったところです。そのほか、種シートの広報について、ご意見をお願いします。 市設定テーマについて、はなていのアクターに関して協働していくものです。</p> <p>（推進委員からの意見、質疑・応答）</p> <p>副委員長 昨年あった、A3見開きの概要版は作成しませんか。</p> <p>事務局 本年度も作成予定です。</p> <p>委員 今、種シートを配架しているのは交流館と市役所ということですが、各公民館、あたごプラザに置くことが良いと思います。地元で置かれた方が、入ってきやすいと思います。</p> <p>委員 住民センターなどに置いてもらうなどというやり方もあると思います。また、3月12日は決定ですか。</p> <p>事務局 3月12日は交流会を行うことが決定していますので、ここに説明会を合わせたいと考えています。</p> <p>委員 市のホームページにバナーを貼って、そこから入ってもらえれば良いと思います。</p> <p>委員 種シートについては、賛成です。市設定テーマについてですが、はなていのアクターとは、着ぐるみに入ると集まるということですか。</p> <p>事務局 着ぐるみに入ることはもとより、参加するイベントの調整やイベント情報の収集などもお願いするものです。</p> <p>委員 市民協働事業提案制度なので、はなていをPRするイベントを企画するとか、PRグッズの作成、市民側のアイデア、裁量が必要だと思います。</p> <p>委員長 ただ、入るだけだと協働とは呼べないと思います。市民の裁量やアイデアなどの協働の部分です。これは、これから話し合っていくということですね。</p> <p>事務局 今日の意見も踏まえ、設定テーマの書き方について、再度調整したいと思います。意図として、はなていそのものをどう稼働させていただくかということもわかるような形で調整させていただきます。</p> <p>委員 はなていをあまり見かけないです。幼稚園や小学校に行ったりしたら盛り上がると思います。はなていは入る人が決まっているのですか。</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| 事務局 | 秘書広報課の職員が入ることが多いです。その他、主催事業などで事業担当課の職員が入ることもありますが、本来の事業の運営のため手が回らないことも多いです。また、地域のイベントなどに参加できれば良いと思うが、職員だけでやっているところまで手が回らないことが多いです。 |
| 委員 | はなていの年間稼働率はどの程度ですか。現状を知りたいと思います。 |
| 事務局 | 正確な数字を持ち合わせていませんので、お答えすることはできませんが、現状は、市の主催事業などに出ているという事はありますが、担当課に業務が重なっている場合は物理的に出れないということも多いです。その辺りを解消していきたいということと、住民の皆さんが行っているイベントなどを協働団体と細かく把握して、一緒に盛り上げていくようなことを考えていきたいということです。 |
| 委員 | 提案制度という仕組みそのものをわかるようにすることは難しいと思います。例えば、はなていが市民協働事業提案制度を活用して、提案を行っているというような建付けでYOUTUBEなどを活用しPRすれば見やすいのかなと思います。また、はなていを使うために決裁が必要であったりとか、許可がいたりするものですか。 |
| 事務局 | はなていの貸出しはしていません。それは、市の備品ということになるので壊れたりした場合の対応などを気にしているというようなことがあるようです。ただ、今回の提案は、団体と協働して行うということで、貸出しできないというところをクリアしていきたいという提案でもあります。 |
| 委員長 | はなていを柔軟に出動させられるように、市民の皆さんと話し合いをしながらということで、カチッと決めたものではなく、ハードルを下げておくということですので、どなたか手をあげられる団体があることを期待したいです。 種シートの場所も文化センターのほか、公民館や子育て支援センターなど色々とあるのでその辺りも活用してもらって、動かしていってほしいと思います。 |
| 承認 | |
| 【阪南市提案型公民連携事業制度の概要について】 | |
| 事務局 | 市が実施している全ての事務事業を公開し、現行の手法と比較しより優れた事業手法を新たに採用することで、行財政運営の効率化と、市民サービスの充実を図る制度です。 事業の流れとしては、事務事業の基礎データを公表し、事業者・経済団体・NPO・教育機関等からアイデアを募集し、提案されたそのアイデアを外部委員による審査委員会で評価します。その評価に基づいて、コスト・サービスの質の両面から効果を期待できるものを採択し、提案者に業務委託するというものです。 審査基準は、市民の利益、独自性、実現性、団体能力、費用の妥当性の5項目とし、審査基準を全てを満たす提案を採択するものです。 今後のスケジュールですが、3月に課長への職員説明会を行い、4月以降広報を進めていきます。また、募集は7月1日～8月末までを予定しており、その後、審査委員会で審査を行います。その結果を踏まえて、担当課より予算編成作業を進めていき、新年度から事業を実施していくものです。 最後に市民協働事業提案制度と提案型公民連携制度との違いについてですが、提案型公民連携制度は、現在市が行っている事務事業について提案を受けるのに対し、市民協働事業提案制度は、事務事業以外で現在市において行われていない事業や市設定テーマでは、事務事業を一部含むがそれ以外の提案があるような場合です。 なお、本制度は阪南市行財政構造改革プランに基づき構築しているため、本プランの短期の実施期間である3年間実施するものです。 |
| | (推進委員からの意見、質疑・応答) |
| 委員長 | 市で行っている仕事を全て出して見てもらって提案をもらうという、ある意味で非常に大胆な仕組みづくりが始まっていると言えます。皆さんの質問や意見はありますか。 |
| 委員長 | 大きな事業を任した時に、うまくいかなかった場合の対応や契約については準備していますか。 |
| 事務局 | 今の時点で、どのような提案が出てくるのかということについては想定できない中ですが、今行っている事務事業の範囲そのままを実施するという提案は、少ないと考えております。この制度では事務事業の一部を実施することも可能でありますので、どのような事業としていくのかは、担当課と十分に議論する必要があります。 |
| 事務局 | 昨日まで、市長タウンミーティングを実施していました。その中で、行財政構造改革プランや家電量販店の売却などについて種々の意見をいただきました。その意見のうち、市民に任せてもらえばこのような事業ができるという意見を多くいただきました。また、今までの行政は、この業務とこの業務を民間に開放しますという形で指定管理などを行ってきました。しかし、今回の協働化テストでは、発想を転換し、民間の皆さんからこの業務は我々がやる提案をいただくこととなります。委員長からもお話しいただきましたように責任という面を捉えても非常に大胆な制度ですし、思い切ってやっていこうということですので、新しい提案を待ちたいと思います。 |

| | |
|-----|---|
| 委員長 | 図書館などの指定管理で問題になっているところは、市の方で細かな仕様書を定めて、価格点で決めるというようなことが多いが、今回の事業は、民間から提案を受けて出すというもので、利用者の視点から提案してもらうということで、どちらかというとユーザーオリエンテッドということができる制度だと思います。 |
| 委員 | 公の事業を担う団体は、ボランティア団体でもいいのですか。また、事業の形態はいわゆる委託というのですか。 |
| 事務局 | 団体に関しては、市民協働事業提案制度の提案団体と同程度の要件を満たしていればよいと考えています。また、委託契約による事業実施ということになれば、法人格を持っていない場合、例えば〇〇自治会 会長 ●●●● と阪南市が契約をするということになります。どちらにしても委託契約であれば、仕様書がありその仕様に基づいて事業を実施することには変わりありません。ただし、この制度ではその仕様を作る段階で民間の皆さんから、提案をいただくということになります。 |
| 委員 | 審査の過程ですが、外部の学識の方々に審査をして、その後、指名委員会が随意契約の合意を得るということですね。審査会が採択としても、指名委員会を通らないということはあるのですか。 |
| 事務局 | まず、指名委員会は契約相手方を決定するのに入札を行うのか、随意契約で行うのかということを決める機関です。ある一定金額以上の委託契約を行う場合などは必ず、指名委員会にて審査いただくことが必要となります。そのため、審査委員会において、採択となった場合でも指名委員会で提案者は、随意契約の契約相手方に適さないという判断になる場合も考えられます。ただし、審査委員会の採択にかかる審査基準をすべて満たした時点で随意契約ができる事業であると考えます。 |
| 委員 | 審査過程がいくつもあって、全てスムーズにいけばいいのですが、どこかの段階で却下されるとなった時に、どの段階の審査で何を評価して、どの段階でダメだったのかということがわかるように、プロセスの透明化が必要だと思います。指名委員会の事前意見の聴取についても、十分に理解できていません。 |
| 事務局 | 行政の契約は入札が大前提です。入札以外の契約については、入札の例外ということとなり、いわゆる随意契約となります。随意契約で出来レースはだめですよということで、透明性を確保していくことが必要です。また、随意契約ができる場合は、法律で定められており、市においては法律に基づき、指針を示しております。例えば、特殊な技術を持っており、ここしかできないという場合が一つ示されております。そのほか、先日の災害のように緊急性が認められる場合が示されています。少額随契についてもそうですが、随意契約については、全てウェブサイトで理由も含めて開示しておりますことから、透明性については、ご心配されなくても良いのではないかと思います。 |
| 委員 | 審査委員会の役割と指名委員会の役割を市民の皆さんにわかりやすく伝えてほしいということと、審査委員会の結果を加味して指名委員会で審議するということですので、どの程度加味するのかというようなプロセスがわかりやすくなればよいと思います。また、指名委員会を通ったものでも、予算額は変動するのですか。 |
| 事務局 | 指名委員会に出す時点で、予算は確定しています。 |
| 委員 | 例えば市民の方から、800万円で行っていた事務事業を500万円で行けるとする提案があり、審査委員会が採択した事業を財政で、400万円で行いなさいということはないという理解でいいですか。 |
| 事務局 | A3資料でご説明したスケジュールのところでも、お示ししていますように審査委員会は9月末から10月にかけて行います。ここで、採択を受けた事業は、これを基に、予算要求を行うこととなります。その後は予算査定の中で、事業の必要性や予算額の妥当性などが査定されることとなります。しかしながら、採択を受けた事業は、効率的かつ効果的に市民の利益を向上できる事業ということが示されていることから、予算ヒアリングでその辺りをしっかり説明していくこととなります。また、この制度で提案を受ける事業は、本来、市がやるべき事業で既に実施している事業でもあるので、予算としては比較的認められやすいものとは考えます。 |

| | |
|------|--|
| 委員長 | 審査基準にある費用の妥当性などというところにはわかには判らないので、費用便益計算みたいなのが必要のように思います。また、市民の方がやると言っているのもそのつもりということですので、どれくらいでできるのかというのが不安な部分もあります。名称は何かいいものはございませんか。 |
| 委員 | 提案型公民連携事業制度という名称がわかりにくいです。 |
| 副委員長 | 仕組みとしては公民連携事業制度というものはあった方がわかりやすい。後ろの阪南版～がサブタイトルではなく前に来てた方がいいと思う。阪南版の版がよそのまねのような感じがします。また、～化というのが、そこに向かうだけのことなので、～化はやめた方がいいと感じました。そのほかテストという言葉のイメージを考えると検査するものでもないの、前向きな創造的な名前がいいと思います。例えば、阪南らしく明るい名称として「はなていアクション」とかはいかがですか。何が始まっているのかということを市民の方にわかりやすく伝えていくためには、柔らかい名前がいいと思います。 |
| 事務局 | 多くの事業がある中で、「はなていアクション」だけだとどのような行動なのかわかりにくいので、はなてい協働アクションなどはいかがですか。「はなていアクション」ときくとお祭りでもするのかなというふうにもとられそうなので。 |
| 副委員長 | それなので、はなていアクション～阪南市提案型公民連携事業制度～とすればいいと思います。全事業を含むということなので、それでいいと思います。 |
| 委員 | 漢字部分が市民協働事業提案制度と似通っているので、阪南市行政サービス協働化制度とかはどうですか。行政が提供しているサービスを協働化することなのでストレートで判りやすいと思います。 |
| 副委員長 | 例えば、市民活動センター事業を現在の受託事業者がこの制度を活用して、応募してきた場合の対応などはどうなるのでしょうか。現行の指定管理団体が応募しなおすことはできるのかとか、現行の指定管理の受託者が悪いからうまくいっていないという課題があった場合、指定管理者の選び方も見直さないといけないと思うので、今回の制度はそこまでの覚悟があるものなのかということがあります。参考資料の中にある事業費は、担当者の人件費も含まれていますか。 |
| 事務局 | 本日お示ししている参考資料には、担当者の人件費は入っていません。最終的には、事務事業一覧の中に担当者の人件費を含んだ数字にしていく予定です。指定管理で出している事業よりも、今回の提案が良いとなった時に、指定管理契約を破棄して、発生する違約金を支払ったとしても、なお、提案の方がメリットがあると考えられる場合もあることから、法律上、行政が行うと決まっていることでも特区制度を活用することができないのかといったことも含めた検討ができるものとして、全事務事業を対象としています。 |
| 副委員長 | そしたら、募集要領には、今の2点は何らかの説明があればいいと思います。 |
| 事務局 | 人件費の部分で、事務局が危惧している部分があります。それは、本制度により非常に良い提案が出てきた場合、その事業に関わっている職員はいらなくなる可能性があります。また、職員を抱えたままで委託を出す、委託費が増えただけで何の効果もないということになります。市においては、指定管理を導入するなどして、人件費相当分も含む事業を外に出した場合、翌年度の採用を減らします。そうすると、容易に想定できるのが、良い提案が出てきたとしても、課の職員が減らされると困るという形で抵抗が出てくる可能性もあります。実際の先事例では、このようなことが指摘されています。そこで、市長をはじめとして、地域まちづくり支援課が民間の後押しを積極的に行う必要があると考えていますので、その辺りを肝に命じて進めていきます。 |
| 委員 | 指定管理の場合でしたら、法律上行政の責任があるからこそ、指定管理者制度を導入しているのかと考えていますが、そういう部分を協働で行っていった時に、行政が責任を持って行う事業を行う時に、人員を絞っていると行政が対応できにくくなってしまわないかということがあって、どこまでが指定管理をすべき事業とどこまでが協働で行う事業なのかというところの線引きが難しいと思うのですが、どのようにお考えが教えていただけますか。 |
| 事務局 | 阪南市が行っている公共サービスをどのように進めていくのかということであり、市が直営で行う事業もありますし、委託という形で仕様を定めて入札により事業者を決めて行う事業もありますし、指定管理に関しても指定管理業務を委託していますので、施設の管理運営ができるということです。今回の制度は、皆さんからサービスの質の向上とコスト削減を両立できる事業実施方法の提案を受けた中で、市と受託者の責任範囲を明確にしながら、契約を行うことで事業を進めていくこととなります。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 責任の所在というところでいいますと、委託と補助の違いがあります。委託は市が本来行うべき事業をしてもらうものです。補助は主体は別にあり、それを支援するという形で事業を行うものです。例えば、コミュニティバス運行事業については、委託ではなく補助で行っていますので、運行主体はバス事業者でそれを支援するのが市であるということです。 |
| 委員 | 指定管理者を決定する場合は入札であるのか、他の方法でされるのですか。 |
| 事務局 | 色んなやり方がありますが、プロポーザルという形を取ることが多いです。プロポーザルは随意契約になります。予算の上限を決めて、プロポーザルでやることが多いです。 |
| 委員長 | 結果の評価とか、監査のところで結構手間がかかるかもしれません。 |
| | 承認 |
| | 【その他】 |
| 委員長 | その他として、委員から情報提供をお願いします。 |
| 委員 | <p>社協では、中学生が学校の活動以外で、地域のボランティアを行うという子ども福祉委員を進めており、29年度が1校であったものが、現在4校に広がりました。また、12月にこどもボランティアサミットを開催しました。今は40人を超える生徒が活動をしています。そこで、こどもボランティア宣言を採択しました。</p> <p>子ども福祉委員活動がどのような成果を生んでいるのかを調べるために子どもたちにアンケートを取りました。</p> <p>全員がボランティア活動は楽しいということでした。また、普段の生活の質の向上も感じてもらっている子が90%以上ありました。元気に挨拶をしたりといった、自身の性格が変わったという子も90%以上感じている。将来も阪南市に住み続けたいですかという設問には、62%の子が住み続けたいと答えており、同じような調査をしていた兵庫県高砂市の数値を上回っています。そのほか大人になってもボランティアをやりたいですかという設問においては、90%の子が言っています。大人の数値ですが、内閣府の市民活動調査では、ボランティアをやったことがあるという国民は35%となっています。</p> |
| 事務局 | <p>次回のスケジュールですが、今年度新たに市民協働事業として実施している事業はありませんので、本年度の報告会もありません。その他、今年度行っている事業について、行政と活動団体の事業の評価の確認をいたします。その評価を取りまとめたものの報告をさせていただきます。今年度事業ですので、3月中旬から下旬にかけて会議を開催させていただきます。</p> <p>なお、本委員会の委員の任期が3月末までとなっております。そのため、次回委員会が現在のメンバーでの最後の委員会となります。どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 委員長 | それでは、本日の委員会を終了いたします。 |